



情報 ステーション

OKEGAWA
Information Station

◀ 5月

皆様の善意
ありがとうございます

次の方から寄付をいただきました。
有効に活用させていただきます。

関東菱油 株式会社 様
(絵本)

詳しくは☎契約管財課
☎788・4913

「桶川市子ども・子育て応援基
金」への寄付にご協力いただ
きありがとうございます

次の方から寄付をいただきました。

川口信用金庫 様

詳しくは☎子ども未来課
☎788・4944

桶川市固定資産評価審査委員
会委員が再任されました

4月1日付けで、固定資産評価審
査委員会委員として、野口日出夫さ
んが再任されました。



野口日出夫さん

詳しくは☎固定資産評価審査委員
会 ☎788・4973

精神障害者家族相談員が
委嘱されました

5月1日付けで、精神障害者家族
相談員（任期2年）として、次の人
が委嘱されました。

島村 直子さん
大澤 貴子さん

相談員は、精神障害者および家族
の生活、医療などの相談に応じます。

詳しくは☎障害福祉課
☎788・4936

消防団からのお知らせ

令和5年度桶川市消防団辞令交付
式が行われ、3月31日付けで

間庭 理さん（第3分団）

和久津 辰夫さん（第4分団）

花本 篤さん（第4分団）

長島 文利さん（第6分団）

が退団され、長年の功績に対し小野
市長より感謝状が授与されました。
永い間、ありがとうございました。



辞令交付式

桶川市消防団

また、4月1日付けで新しく
鈴木 太樹さん（第4分団）
吉田 侑さん（第6分団）
植野 勇太さん（第8分団）
が入団されました。

今後、市民の安心・安全を守るた
め、ご活躍を期待しています。

詳しくは☎安心安全課
☎788・4926

教育委員会
第5回定例会のお知らせ

とき▼5月23日(火)午後2時

ところ▼市役所4階会議室401

傍聴を希望する人は、会場へお越
しくください。会場の都合で人数を制
限する場合は、ご了承願います。次
回の教育委員会は、6月23日(金)を予
定しています。

詳しくは☎教育総務課
☎788・4965



辞令交付式

桶川市消防団

駅東口周辺整備について

詳しくは☎駅東口整備推進課
☎783-2526

【事業の進捗状況について】

市および県では、駅東口周辺の安心、安全な利用のために事業を進めています。

令和4年度末の各整備事業の状況は、次のとおりです。

また、事業の進捗にあわせて、「**駅東口周辺地区**」の下水道などインフラ整備を順次、進めています。

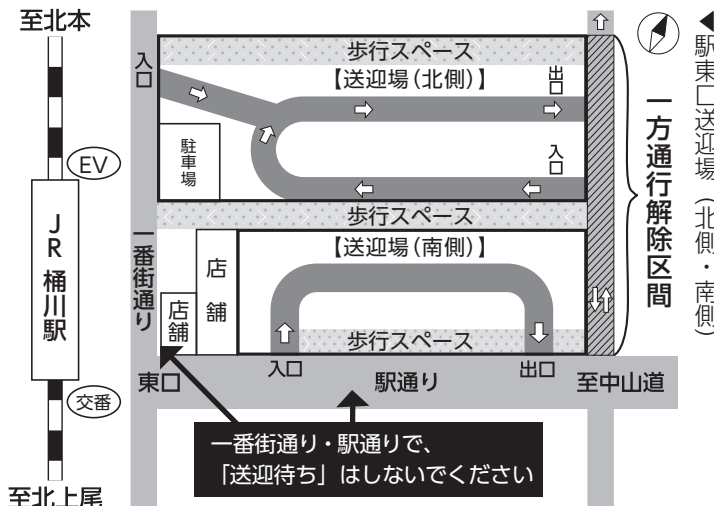
事業名	整備範囲・幅員延長	事業主体	用地買収率
駅東口駅前広場	面積=5,600㎡	市	約88%
駅東口通り線(駅通り)	幅=20m 延長=130m	県	約77%
仲仙道線(中山道)	幅=16m 延長=148m		
市道11-1号線	幅=20m 延長=80m (桶川駅前交差点から東へ)	市	100%

【桶川駅東口への車での送迎について】

送迎の際は、駅東口送迎場を利用し、道路上や送迎場内での「**駐車や長時間の停車**」は、ご遠慮願います。



事業の進捗状況
(駅東口駅前の様子)



「桶川市犯罪被害者等支援条例」を制定しました

詳しくは☎安心安全課☎788-4927

犯罪被害者などが受けた被害の回復または軽減を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、「桶川市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

総合的相談窓口▶ 犯罪被害者やその遺族の人が直面する様々な問題について相談に応じ、市役所で行う手続きや制度の案内をし、また、警察などの関係機関と連絡調整をして支援を行います。

見舞金の支給▶ 死亡した犯罪被害者の遺族または傷害を受けた犯罪被害者に対し、見舞金を支給します。(市内在住などの一定の要件があります。)

上尾市・桶川市・伊奈町合同で、条例制定記念イベントを開催します

上尾警察署管内(上尾市・桶川市・伊奈町)で、条例施行記念として、啓発イベントを行います。ステージイベントでは、条例の解説を行う他、県警音楽隊によるコンサートを予定しています。ぜひお立ち寄りください。

と き▶ 5月28日(日)午後1時30分から ところ▶ ショーサンプラザ(上尾市谷津2-1-1)

☎788-4932

詳しくは☎農業委員会事務局

6月26日(月)を予定しています。

ページの、または事務局に確認してください。

会場の変更などの詳細は、ホーム

ページ、または事務局に確認してください。

限する場合は、ご了承ください。

傍聴を希望する人は、会場へお越

しくください。会場の都合で人数を制

する場合は、ご了承ください。

とき▶ 5月25日(木)午後2時から

ところ▶ 市役所3階会議室303

とき▶ 5月25日(木)午後2時から

ところ▶ 市役所3階会議室303

第5回 農業委員会総会のお知らせ

桶川市地域防災計画を改訂しました

詳しくは☎安心安全課☎788-4926

桶川市地域防災計画(以下、「市防災計画」という。)は、市民の生命、身体および財産を保護するための必要な事項を定めるものです。

令和5年3月に、国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画の見直しや近年の災害の教訓を踏まえ、市防災計画を改訂しました。

詳しい内容は、市ホームページへ。





難聴者補聴器購入費助成の対象者が拡大されます

詳しくは☎障害福祉課☎788-4936

現在、市では18歳未満の難聴児へ補聴器購入費助成を行っています。今回、新たに18歳以上22歳未満の学業習得中の中軽度難聴者についても、補聴器購入費の一部を助成します。

対象▶ 次の要件を全て満たす人

- ・ 桶川市に居住している人
- ・ 18歳以上22歳未満で各種学校や大学進学を目的とした進学予備校に在籍している人
- ・ 両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない人
- ・ 補聴器の装用により、一定の効果が期待できると医師が判断している人

補助▶ 補聴器の種類に応じた基準価格範囲内で購入費用の3分の2

注意▶ 一定所得以上の人は対象外となります。また、購入前に申請が必要となりますので、事前に相談してください。



障害のある人の利用に配慮した店舗・事務所の改修などに補助金を支給します

詳しくは☎障害福祉課☎788-4936

障害者差別解消法の改正により、「合理的配慮の提供」が事業者にも適用されることとなりました。障害のある人の利用に配慮する目的で、物品を購入する、または改修工事を施工する経費に対し、補助金を支給します。

対象▶ 市内で小売業、サービス業、医療などの不特定多数の利用が見込まれる事業者

ボランティア活動をする自治会など

補助対象▶ ①意思疎通支援用具などの購入 ②改修工事の施工

補助金額▶ ①物品の購入などは対象経費のうち限度額5万円

②改修工事の施工などは対象経費のうち限度額20万円

※購入や施工前に申請が必要です。障害福祉課へ問い合わせてください。



止水板設置費補助金制度のご案内

詳しくは☎安心安全課☎788-4926

市では、台風や集中豪雨による浸水被害を軽減するため、止水板設置費(※1)の一部を補助します。

注意事項▶ 事前申請制となります。必ず工事着手前に申請手続きをしてください。

申請にあたっては事前に安心安全課へ相談してください。

対象区域▶ 市内において浸水被害が発生した区域または発生のおそれのある区域(※2)

申込資格▶ 次の全てに該当すること。

- ①売買目的の建築物でないこと。 ②市税を滞納していないこと。
- ③新築または増築に伴う工事でないこと。 ④他の制度による補助を受けていないこと。

補助対象▶ 止水板の購入、設置及びそれに伴う関連工事

補助金額▶ 経費の2分の1 (上限50万円)

ただし、一つの建物につき1回に限る。

申込方法▶ 次の申請書類を直接、安心安全課まで提出して下さい。

- ①止水板設置費補助金交付申請書(安心安全課窓口で配布、または市ホームページからダウンロードできます。)
- ②設置場所案内図 ③施工箇所図
- ④設置場所の位置図、平面図および構造図
- ⑤設置場所の現況写真 ⑥見積書の写し
- ⑦納税証明書など市税を滞納していない事を証明する書類
- ⑧土地および建築物の登記事項証明書
- ⑨止水板設置承諾書(使用者と所有者が別の場合に限る。)



※1 止水板とは、建物の出入口などに設置することで台風や集中豪雨時の侵入水を防ぐ板のこと。

※2 詳細は、市ホームページで確認してください。

戦争体験者による証言映像の上映を行います

詳しくは☎桶川飛行学校平和祈念館☎778-8512

桶川飛行学校平和祈念館で、旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場に関連した戦争体験者の証言映像について上映を実施します。

と き▶ 5月2日(火)～30日(火)
(月曜日を除く)

ところ▶ 桶川飛行学校平和祈念館

費用▶ 無料 申込み▶ 不要

上映時間	内 容
午前11時から	「いのちの伝言～戦争体験者の想い～」 ・天沼一さん(桶川分教場の様子を見てきた市民) ・臼田智子さん(桶川分教場教官の次女)
午後2時から	「いのちの伝言～戦争体験者の想い～」 ・染谷伸治さん(元陸軍少年飛行兵第15期生) ・吉池きみ子さん(元桶川分教場事務員)

平和祈念館スタンプラリーを開催します

こどもの日に関連して、18歳未満の来館者を対象に、館内でのスタンプラリーを開催します。スタンプを集め、クイズに正解した方には粗品をプレゼントします(先着200人)。スタンプラリーを楽しみながら、平和に対する思いや考えを深めてみませんか。

と き▶ 5月2日(火)～5月30日(火)午前9時～午後4時30分(月曜日を除く)

ところ▶ 桶川飛行学校平和祈念館

対象▶ 18歳未満の人 費用▶ 無料

GIGA スクール構想3年目に向けて

詳しくは☎学校支援課
☎788-4967

市では、文部科学省の推進する「GIGA スクール構想」を受けて、令和3年度より全児童生徒へ1人1台端末を配備いたしました。各学校において、令和の学びのスタンダードを確立していくために、端末の活用に取り組んでいます。



▲1年生に5年生の児童が端末へのログインの方法などを教えました。(桶川東小学校)



▲情報共有機能で端末を活用したグループによる話し合い活動をしました。(朝日小学校)



▲議案書を端末で確認しながら、生徒総会を行いました。(加納中学校)

マイナポイントの申し込み期限が
9月30日(土)まで延長されました

詳しくは☎市民課
☎788-4922

マイナポイント申し込みの対象となるのは、マイナンバーカードを2月28日(火)までに申請した人(オンライン申請の場合は3月1日(火)までに申請した人)です。すでにマイナンバーカードをお持ちの人も、マイナポイントの申し込みをしていない場合は対象となります。

決済サービスによっては、申し込み終了日が異なる場合があるため、早めに手続きをしてください。

なお、マイナポイント申し込み後の、ポイントもらえるタイミングやポイント受け取り方法は、選択した決済サービスごとに異なります。詳しくは、各決済サービス事業者のホームページなどを確認してください。

マイナポイント事業の詳細や最新の情報は、国のホームページを確認してください。

問合せ☎マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

(ダイヤル後、「5」番を選択) 午前9時30分～午後8時

マイナポイントに
ついて→





令和5年度「保育所・放課後児童クラブ」の年度途中入所・入室申し込み受け付けについて

5月以降の保育施設（保育所・認定こども園・地域型保育施設・放課後児童クラブ）の年度途中入所・入室の申し込みを受け付けています。就労証明書など、勤務先で記入してもらったものがありますので、申込書類は時間に余裕をもって用意してください。詳細は、市ホームページや保育課で配布の入所・入室案内をご覧ください。

【入所・入室の基準】

保護者（同居する祖父母を含む）が就労・妊娠・出産・病気・けが、介護・看護、災害復旧、就学などにより家庭において保育できないことが常態であるもの。

提出先▼保育課

【保育施設の受付期間】

《毎月1日入所》希望月の前月5日（土・日・祝日の場合は翌日）まで

【放課後児童クラブ受付期間】

《毎月1日入室》希望月の前月15日（土・日・祝日の場合は前日）まで
《夏休み申込み》6月15日（木）まで
《冬休み申込み》11月15日（水）まで
《春休み申込み》令和6年2月15日（木）まで

詳しくは☎保育課 ☎788・4947

夏休み放課後児童クラブ臨時職員（補助員）の登録者募集について

夏休み期間中の公立放課後児童クラブ臨時職員（補助員）の登録を募集しています。

勤務場所▼放課後児童クラブ（市内小学校区）

勤務時間▼午前7時30分～午後6時30分のうち、1日4時間30分～7時間45分までのシフト制

※日曜・祝日は休室、週1～3日勤務、勤務日数は各クラブの状況により変動。

時給▼1,060円から

対象▼18歳以上（高校生不可）で資格が無くても安心して働けます。※詳しくは、市ホームページなどを確認してください。

募集▼20人程度

申込み▼履歴書（写真貼付）持参のうえ、直接保育課へ。

詳しくは☎保育課 ☎788・4948

今月の納期

固定資産税・都市計画税 【第1期】

軽自動車税 【全期】

納期限…5月31日
納付は期限内に！

住宅・土地統計調査の調査員を募集します！

調査員として、担当地域の世帯を訪問し、調査票を配付、回収、点検する仕事です。働く時間は、調査スケジュールに沿って、自分で決めることができます。住宅・土地統計調査は、国勢調査に次ぐ2番目に大規模な調査で、全国一斉に実施します。

募集人数▼20人程度

登録の要件▼

- ①桶川市在住20歳以上
- ②守秘義務を遵守し、誠実に業務に取り組める人
- ③警察、税務、選挙に直接関係しない人

調査期間▼8月下旬～10月下旬

報酬▼6万円程度（前回平均）

詳しくは☎企画調整課

☎788・4903

桶川市協働審議会の委員募集のお知らせ

市では、協働の推進を図るため「桶川市協働審議会」を設置し、そのなかで「桶川市協働推進提案事業」の審査および評価を行っています。このたび、その委員を募集します。

応募資格▼市内に住所を有する人で、20歳以上かつ任期満了時の年齢が75歳以下の人

募集人員▼2人

※選考により決定し、結果は後日連絡します。

任期▼令和5年6月21日～令和7年6月20日（2年間）

※会議は年2～3回程度を予定

申込み▼必要事項を所定の応募用紙に記入の上、5月16日（火）までに直接、郵送またはメールで自治振興課へ。

※応募用紙は自治振興課・市民活動サポートセンターに設置します。市ホームページにも掲載します。

詳しくは☎自治振興課

☎788・4920

☆ 交通事故統計 ☆

—桶川市内の人身事故—

（毎年1月からの累計）

	令和5年 2月末	令和4年 2月末	対前年 同月比
件数	38件	22件	16件
死者数	0人	0人	0人
負傷者数	47人	27人	20人

障害のある人への手当のご案内

詳しくは☎障害福祉課☎788-4935

市内に住所を有する在宅の重度障害者（児）に対し、日常生活において、重度の障害ゆえに介護などの特別な費用負担の軽減を図ることを目的とする手当についてお知らせします。現在受給資格のある人は、手続きは不要ですが、支給要件に該当しなくなった場合（障害の程度の軽度化、死亡、入院、施設へ入所など）は、届け出が必要です。

特別障害者手当

支給要件▶ 20歳以上で、身体または精神（知的）の著しい重度の障害により、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある人。

次の場合には手当を受けることはできません▶

- ①施設に入所しているとき
- ②病院または診療所に継続して3か月以上入院しているとき

障害児福祉手当

支給要件▶ 20歳未満で、身体または精神（知的）の重度の障害により、日常生活において、常時の介護を必要とする状態にある人。

次の場合には手当を受けることはできません▶

- ①障害を支給事由とする年金を受給しているとき
- ②施設に入所しているとき

〈所得による支給制限〉

各手当は、本人または配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が、扶養親族などの有無および人

数に応じて一定額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月まで（1年間）支給が停止されます。

〈手当を受ける人へ〉

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳とは制度が異なります。障害認定に当たり専用の診断書により新たに医師の診断を受けていただく場合があります。

重度心身障害者手当

支給要件▶ 次の障害者手帳を取得している人。

- ①身体障害者手帳1・2級
- ②療育手帳①・A・B
- ③精神障害者保健福祉手帳1級

ただし、特別障害者手当・障害児福祉手当を受給中の人、65歳以上で新規に障害者手帳を取得した人または、等級変更などにより65歳以上で新たに資格に該当した人を除く。

〈所得による支給制限〉

本人の住民税が課税されているときは、その年の8月から翌年の7月まで（1年間）支給が停止されます。



産前産後の保険料免除制度

詳しくは☎保険年金課☎788-4943または大宮年金事務所☎652-3399

国民年金第1号被保険者が出産した際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。

なお、産前産後の保険料免除として認められた期間は、保険料を納めた期間として取り扱われ、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

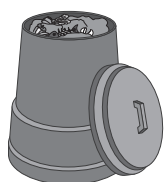
免除期間▶ 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
（多胎妊娠の場合は、3か月前から6か月間）

対象者▶ 国民年金第1号被保険者で平成31年2月以降に出産した人

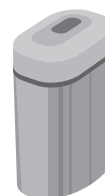
手続き▶ 出産予定日の6か月前から届出ができます。

持ち物▶ マイナンバーカードまたは年金手帳などの基礎年金番号がわかるもの、母子手帳





～生ごみ処理容器・生ごみ減量化機器 購入費補助金のご案内～



～ごみの減量にご協力をお願いします～

詳しくは☎環境センター☎728-1902

家庭から出る生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器（コンポスト）および生ごみ減量化機器（電気式など）を購入し、設置した人に補助金を交付しています。

主な条件	①生ごみ処理容器などの購入時に桶川市内に住所を有し、現に居住していること。 ②生ごみ処理容器などの利用により家庭から排出される生ごみの減量を図ることができること。 ③たい肥化された生ごみをたい肥として自家処理できること。 ④生ごみ処理容器などを常に良好な状態で維持管理できること。 ⑤購入日から5年以内につき、1世帯あたり1基であること。 ⑥生ごみ処理容器などの購入に対し、他市町村で同様の補助金を受けていないこと。	
補助金額	生ごみ処理容器	購入金額の2分の1（ただし、上限3,000円）
	生ごみ減量化機器	購入金額の2分の1（ただし、上限20,000円）
	・100円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てとなります。 ・購入時の割引やポイント、配送料や消耗品などの費用は補助金の対象経費には含まれません。	
申請に必要なもの	1 家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書 ※市ホームページからのダウンロードのほか、環境センターまたは環境対策推進課で配布 2 必要事項が記載されている領収書（レシート不可） ・生ごみ処理容器などの購入日 ・購入者の氏名 ・販売者の住所および名称 ・生ごみ処理容器などの名称および型式などが記載されているもの 3 申請する人の認印	
申請先	環境センターまたは環境対策推進課（市役所3階）へ	

消費生活センターからのお知らせ

「海産物の悪質な電話勧誘販売にご注意!!」

【事例】「新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている」などといって消費者の親切心や同情心につけ込む勧誘のほか、「買ってもらわないと困る」など、強引に勧誘される事例もあります。

【対処法】不審な電話はきっぱりと断りましょう。同情心につけ込んだ強引な勧誘に気を付けましょう。電話勧誘による契約はクーリング・オフが可能です。困ったときは一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。

相談日▶毎週月～金曜日
（祝日を除く）

相談時間▶午前10時～正午、
午後1時～3時30分

電話▶786-3211

問合せ☎桶川市消費生活センター



市税などの納付は口座振替で

詳しくは☎収税課☎788-4917

市税などの納付は口座振替が便利です。ぜひ利用してください。

令和5年度市税等納期限一覧

納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期限 (振替日)		5/31	6/30	7/31	8/31	10/2	10/31	11/30	12/25	R6 1/31	R6 2/29	
市民税 県民税			第1期		第2期		第3期			第4期		
固定資産税 都市計画税		第1期		第2期					第3期		第4期	
軽自動車税 (種別割)		全期										
国民健康 保険税				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	
介護保険料				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	
後期高齢者 医療保険料				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	

※その他の収納金（保育料・放課後児童クラブ負担金・下水道受益者負担金・入学準備金貸付金元金収入・学校給食費）の納期限は担当課へ問い合わせてください。

【口座振替対象税目など】

①市民税・県民税（普通徴収）	②固定資産税・都市計画税	③軽自動車税（種別割）	④国民健康保険税	⑤保育料
⑥放課後児童クラブ負担金	⑦下水道受益者負担金	⑧入学準備金貸付元金収入	⑨介護保険料	⑩後期高齢者医療保険料
				⑪学校給食費

【口座振替対象金融機関】

埼玉りそな銀行 [㊞]	みずほ銀行 [㊞]	三菱UFJ銀行 ^{㊞(注1)}	三井住友銀行 [㊞]	りそな銀行 [㊞]
足利銀行 [㊞]	武蔵野銀行 [㊞]	東和銀行 [㊞]	大光銀行	埼玉縣信用金庫 [㊞]
川口信用金庫 [㊞]	青木信用金庫 [㊞]	中央労働金庫 [㊞]	さいたま農業協同組合	ゆうちょ銀行 ^{㊞(注2)}

※一部対象税目、対象金融機関によっては申し込み方法などが異なります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

(注1) 三菱UFJ銀行は「下水道受益者負担金」の取扱いがありません。

(注2) 依頼書で申し込む場合は、直接ゆうちょ銀行で手続きを行ってください。

㊞…ページー口座振替受付サービス対象金融機関

第20回桶川市消費生活展 実行委員募集

詳しくは☎自治振興課☎788-4919

令和5年10月に開催予定の「第20回桶川市消費生活展」で、展示などを行う市民団体・各種業界団体の実行委員を募集します。

消費生活展は、市民一人ひとりに、より安全で安心な消費生活の推進及び暮らしに役立つ情報などを情報提供することを目的として、毎年開催しています。

食や製品の安全、脱プラスチックやSDGsなど、普段の活動を通して収集、研究している消費生活に関する役立つ情報を、消費生活展で市民の皆さんに広めてみませんか。

応募条件▶暮らしに役立つ情報を、市民のみなさんに広くお知らせするため、ボランティアで企画立案をし、運営に携わっていただける市民団体・各種業界団体

※会議は、5月から1カ月に1回、原則第4水曜日に実施します。

申込み☎5月2日(火)～12日(金)に、電話または直接、自治振興課へ。



『固定資産税・都市計画税納税通知書』のお知らせ

詳しくは☎税務課☎788-4916

『令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書』を納税義務者に送付します。納税通知書は、今年度の固定資産税などに係る税額、納期限、口座振替の日付などについてお知らせするものです。

通知書には『課税明細書』を添付しており、納税額のもとになる土地や家屋の面積、評価額や税額などを一筆、一棟ごとに記載していますので、所有している資産の確認ができます。また、確定申告に固定資産税を必要経費として計上する場合などには、税額の根拠としても利用できます。詳しくは『固定資産税・都市計画税のしおり（令和5年度版）』を同封していますので、あわせて確認してください。

電話で問い合わせの場合は、納税通知書を用意してください。

自動車税・軽自動車税についてのお知らせ

詳しくは☎税務課☎788-4915

5月は自動車税・軽自動車税の納期です。納税通知書に記載の金融機関・郵便局・コンビニなどで納められます。忘れずに、5月31日(水)までに納めましょう！

軽自動車税（種別割）納税証明書について

令和5年度分の軽自動車税については、納付記録が即時に市収納データに反映されないため、市で発行する軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）を発行できない場合があります。納付直後の証明書の発行は、下記のとおりです。

【口座振替で納付した場合】

振替確認がとれる通帳またはその写しを持参のうえ、税務課窓口まで来庁してください。なお、口座振替の人は6月中旬に納税証明書を送付します。

【納付書で納付した場合】

納付書右欄の「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」が車検（継続検査）用として使用できます。

【PayB、PayPay、LINE Pay、d払い、au PAY、QRコードで納付した場合】

納付書右欄の「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」が車検（継続検査）用として使用できません。別途、軽自動車検査用納税証明書の発行が必要になります。（車検（継続検査）が近い人は金融機関、コンビニなどで納付してください。）

軽自動車税の減免について

身体もしくは精神に障害があり、一定の要件を満たす人が所有する軽自動車、または当該障害者の方と生計を共にする人が所有する軽自動車で、当該障害者の通院、通学などのため使用される場合、軽自動車税が減免となります。

減免を申請する場合は、納税通知書が届きましたら**納期限の5月31日(水)までに必要な書類を添えて、税務課に申請してください。**（納期限を経過した場合や、納付済の場合は受け付けが出来ませんので、必ず期限内に提出をお願いします）。また、前年度に減免を受けた場合も**毎年手続きが必要**となりますので、ご注意ください。

詳細は、市ホームページまたは税務課へ問い合わせください。

軽自動車税に関する問合せ☎税務課☎788-4915

自動車税に関する問合せ☎自動車税コールセンター☎050-3786-1222

「デジタルで快適、消費生活術」～デジタル社会の進展と消費者のくらし～

5月は消費者月間です

詳しくは☎自治振興課☎788-4919



「消費者基本法」※が制定された5月を「消費者月間」として、国や自治体では毎年様々な事業を展開しています。今年度の消費者月間の統一テーマは、「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者のくらし～」です。

詳細は、消費者月間に関する消費者庁のホームページをご覧ください。



詳しくはこちら

※昭和43年5月30日に、消費者の利益の擁護および増進を図ることを目的として「消費者基本法」（旧 消費者保護基本法）が制定されました。法制定20周年を記念して昭和63年から「消費者月間」の取り組みが始まりました。

幼児2人同乗用自転車購入費補助金事業の終了について

詳しくは☎子ども未来課☎788-4944

子育て世帯の自転車での買い物や、子育て世帯の経済的負担軽減を図るために実施している幼児2人同乗用自転車購入費補助金事業は令和5年度をもって終了となります。購入を検討されている人は早めの申請をお願いします。

補助対象▶ 次の全てに該当する人

- ①市内の自転車販売店で令和5年9月末日までに購入したものであること
- ②市内在住で申請時に未就学児2人以上を養育し、かつ児童と生計が同一であること
- ③幼児2人同乗用自転車に関する安全基準に適合した自転車であること
- ④市税、保育料および放課後児童クラブ負担金の滞納がないこと

補助金額▶ 購入金額の2分の1（上限3万円）

※自転車本体との同時申請に限り、前後のハイバック座席、幼児用ヘルメット（2人分まで）も補助の対象となります。

※幼児2人同乗用自転車については、各販売店で確認してください。

※詳しくは市ホームページを確認してください。

申請期限▶ 購入後6か月以内

子育て世帯への経済的支援については「子育て世帯応援ギフト事業」に移行します。詳しい内容は、39ページを確認してください。

桶川市青少年文化活動奨励顕彰の推薦募集について

詳しくは☎生涯学習・スポーツ推進課☎788-4970

青少年の文化芸術活動に対する意欲の高揚を図り、もって市民文化の向上および発展に資するため、日頃の文化芸術の分野における活動において顕著な活動をし、優れた実績を収めたことにより、他の模範となる人を顕彰し、その功績をたたえることを目的とします。

授賞式▶ 12月16日(土) ※午前中を予定

対象▶ (1)市内の小学校、中学校もしくは高等学校の児童生徒または当該児童生徒によって構成された団体

(2)市外の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校もしくは高等専門学校に通学する桶川市内に住所を有する児童生徒または当該児童生徒によって構成された団体

(3)前2号の条件を満たした上で、令和4年4月1日～令和5年3月31日に全国、埼玉県内のコンクールなどで優秀な成績を収めた人

※過去5年以内に顕彰を受けた人は、今年度、顕彰を受けることができません。ただし顕彰された対象より上位の実績がある場合は受けることが可能です。

推薦方法▶ 校長、団体の代表者または児童生徒の保護者などは、桶川市青少年文化活動奨励顕彰推薦書に作品、記録写真、実績記録の写しなどの参考資料を添えて、6月9日(金)までに生涯学習・スポーツ推進課へ。

安全快適な道路維持に協力をお願いします

詳しくは☎道路河川課☎788-4953

道路沿いの枝切りをお願いします

垣根などの枝が道路にはみ出し、樹木が道路に覆い被さると、道幅を狭め、歩行者や車の通行の妨げになることがあります。特に道路標識・信号機・カーブミラー・防犯灯などの箇所は、危険な状態を招いてしまいます。道路沿いの土地所有者の人は、垣根や樹木が道路上にはみ出ないように、適切な管理を引き続きお願いします。

土砂の流出対策をお願いします

畑や空き地などから土砂が流れ出してしまうと、道路側溝などに土砂が詰まり、道路冠水などの原因となります。土砂が畑や空き地から流れ出ないように、適切な管理や対策を引き続きお願いします。

不法占用はやめましょう

道路上や歩道にはみ出している旗竿や商品、電柱に取り付けてある看板などは、通行の妨げになり事故を引き起こす恐れがあります。また、自転車やバイク、段差解消のためのブロック、花の鉢なども、通行の妨げになりますので、歩道や道路上には置かないようにしてください。誰もが快適に通行できるよう、協力をお願いします。



桶川市スポーツ功労顕彰の推薦募集

詳しくは☎生涯学習・スポーツ推進課☎788-4972

桶川市のスポーツ推進および競技力の向上を図るため、全国大会、関東大会またはその他これらに準ずる大会（以下「スポーツ大会」という。）に出場し、優秀な成績を収めた人を顕彰し、その功績をたたえることを目的とします。

対 象▶①個人においては、市内に在住、在学または在勤する人

②団体においては、市内に事務局を置くもの

③令和4年10月1日～令和5年9月30日に出場した人

④①～③の条件を満たし、次の表に該当する人

※桶川市スポーツ大会出場奨励金の交付を受けた人は、教育委員会が把握していますので申請の手続きは必要ありません。

※一度顕彰を受けた人は、受賞から5年間は顕彰を受けることができません。ただし、顕彰された対象以上の実績がある場合は受けることが可能です。

※スポーツ大会とは、各省庁または日本スポーツ協会加盟団体が主催する競技大会であって、県大会などの予選または標準記録を経て出場するものをいいます。

授賞式日程▶12月16日(土)（予定）※時間や場所は未定

申込み▶桶川市スポーツ功労顕彰推薦書と各大会において授与された賞状並びに開催要項・プログラムの写しなどの参考資料を添えて、9月29日(金)までに、生涯学習・スポーツ推進課へ提出してください。※なお、9月の大会に出場する場合は、事前に連絡してください。

桶川市スポーツ大会出場奨励金

スポーツの推進と競技力の向上を図るため、国際大会、全国大会、関東大会またはこれらに準ずる大会に出場する個人に対し、桶川市スポーツ大会出場奨励金を交付しています。

奨励金交付基準▶1、小学生、中学生および高校生においては、市内の小学校、中学校および高等学校に在籍または居住する者が大会に出場する場合。

2、一般においては、市内に在住または在勤する者が大会に出場する場合。

3、国際大会を除き国内大会においては、各省庁主催および公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体が主催する大会であり、県大会などの予選または標準記録を通過して出場する場合。

4、その他市長が必要と認めた場合。

申請方法▶「桶川市スポーツ大会出場奨励金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、大会の開催要項、大会結果、プログラムなどを添えて、申請者の印鑑を持参のうえ、生涯学習・スポーツ推進課（桶川市役所4階）へ。

※市ホームページからも申請書をダウンロードできます。

区 分		金 額
オリンピック大会またはパラリンピック大会		1人につき50,000円
海外で 開催する大会	世界選手権大会、アジア競技大会、 他国際大会	1人につき10,000円
国内で 開催する大会	全国大会および関東大会以上の 大会	桶川駅から大会会場の最寄り駅までの距離 (1人につき) ・100km未満 2,000円 ・100km以上200km未満 4,000円 ・200km以上 6,000円 ※ただし、小学生以下の者は、上記金額の半額とする。



犬と猫の正しい飼い方



詳しくは☎環境対策推進課☎788-4924

犬や猫が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑をかけないようにするため、以下のことを確認しましょう。

犬の飼い主が守るべきこと



- 鳴き声が他人の迷惑にならないように注意しましょう。
- 屋外に犬を連れていくときは必ずリード付け、これを短く持ち、周囲に配慮しましょう。
- 散歩中に犬がしたふんは持ち帰り、尿は洗い流すなど、必ず後始末を行いましょう。



犬に関する相談☎県鴻巣保健所☎048-541-0249

猫の飼い主が守るべきこと



- 室内で飼いましょう。ふん尿により悪臭がする、ごみ置き場を荒らされる、車を傷つけられる、鳴き声がうるさいなど、周囲の人の迷惑にならないようにしてください。
- 首輪や迷子札、マイクロチップを付け、飼い猫だと分かるようにしましょう。室内飼いであっても、突然の物音に驚いたり、開いた窓から逃げてしまうこともあります。
- 不妊・去勢手術をして飼いましょう。不妊・去勢手術をしないでいると、飼い主の知らない間に子猫が生まれることがあります。猫は年に3回以上の出産が可能で、1回の出産で5匹前後生まれるため、1頭のメス猫から1年後には合計20頭以上に増えてしまうこともあります。また、不妊・去勢手術には、病気の予防やストレスの軽減、発情に伴う異常な行動がなくなるなどの効果もあります。



野良猫の世話について

「かわいそう」という気持ちで野良猫に餌や水を与えるだけで、後片付けや、排せつ物の処理、不妊・去勢手術を含む適切な管理を行わないと、近隣住民の迷惑に繋がり、苦情となってしまうばかりか、結果として不幸な猫の増加を招くことになります。安易な気持ちで餌やりをしないようにしましょう。

猫に関する相談☎県動物指導センター南支所☎048-855-0484

彩の国動物愛護推進員をご存じですか？

彩の国動物愛護推進員は、動物愛護に関する分野で経験や技能を有し、地域の活動や野良猫のTNR活動(※)、子犬や子猫の譲渡の支援などを通じて県内における動物愛護の推進に協力するボランティアとして、知事から委嘱を受けた人です。

彩の国動物愛護推進員は、相手の求めに応じて動物の問題を解決するためのヒントやアドバイスを提供したりなどの相談に応じてくれます。

※TNR活動：野良猫を捕まえ(Trap)、不妊・去勢手術を施し(Neuter)、捕まえた場所に戻し(Return)、野良猫がそれ以上増えないようにする活動のこと。

問合せ☎県保健医療部生活衛生課☎048-830-3605



節電対策にご協力をお願いします！

詳しくは☎環境対策推進課
☎788-4924

市では、温室効果ガスの削減のために、次のような節電に取り組んでいます。これらを参考に、事業所や市民の皆さんも節電対策にご理解とご協力をお願いします。

1. 庁舎および市公共施設の共通対策

(1) 照明設備

昼休み時間中は、窓口業務を除き、消灯します。
勤務時間後は、執務室について、職員が退庁した部分の照明を消灯します。

(2) エアコン

クールビズ実施期間のエアコンは、室温が28度となるよう設定温度を調節します。

ウォームビズ実施期間のエアコンは、室温が20度となるよう設定温度を調節します。

(3) 緑化の推進など

建物の屋上や壁面の緑化（グリーンカーテン）や、日差しを和らげるスダレなどの設置に努めます。

2. 小・中学校、放課後児童クラブ、保育所などの対策

児童・生徒・乳幼児などの健康に十分配慮しながら、節電対策を実施します。



3. 職員の執務に係る対策

(1) クールビズの実施（5月～10月）

ノーネクタイ・ノー上着・ポロシャツなどで執務を行います。

(2) ウォームビズの実施（12月～3月）

重ね着をして寒さ対策を行います。

4. 市民・利用者への周知・啓発

施設利用時に、冷暖房の設定温度の調節や照明の一部消灯をお願いします。

5. その他（事務所やご家庭でできる節電にご協力をお願いします）

○エアコンのフィルター清掃をこまめに行う。

○従来型蛍光灯をLEDなどの省電力照明器具に交換する。

○冷蔵庫は開ける時間を短くし、余分な開閉はしない。

○冷蔵庫は物を詰め込みすぎないようにし、熱いものは冷ましてから入れる。

○温水洗浄便座（暖房便座）は、節電モードにする。

○サンシェードなどの日差しよけの設置も効果的です。

「おけがわ市民芸術文化祭」の参加者・出品者を募集します

詳しくは☎おけがわ市民芸術文化祭
実行委員会事務局（桶川市民ホール）
☎789-1113

市民ホール▶
トップページ



と き▶【ステージ部門】

・器楽・邦楽の調 ▶10月21日(出)

・合唱フェスタ2023▶10月22日(日)

・芸能の広場 ▶10月29日(日)

【アート部門】

・総合アート展 ▶10月19日(休)～
29日(日)

ところ▶市民ホール

参加資格▶市内で活動する芸術文化団体・サークルなどに所属する市民

申込み▶5月2日(火)から31日(水)までに、電話で市民ホール（☎789-1113）へ。

※【ステージ部門】に参加するには、実行委員会への参加が条件です。（実行委員会の日程は、市民ホールHPへ。）

※【アート部門】に出品できる作品は（絵画、写真、書、文芸、工芸、いけばななど）実行委員会で決定したジャンルのみです。

＜広告＞

学校法人北里研究所
北里大学メディカルセンター

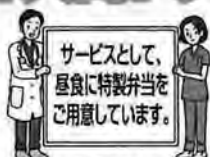
「人間ドックのご案内」

※桶川市の国民健康保険にご加入の方は
自己負担額、1日コース35,500円、
半日コース19,000円、脳ドック30,000円

【料金】一般基本コース

1日(日帰り) 66,000円

※契約健康保険組合等からの補助がある場合は、コース及び金額が変わります。料金等の詳細はお問い合わせ下さい。



サービスとして、
昼食に特製弁当を
ご用意しています。

【オプション検査も多数ご用意しております】

胃カメラ	3,300円	頭部MRI/MRA	22,000円
胸部CT	11,000円	頸動脈エコー	6,050円
婦人科検診	7,700円	マンモグラフィー	4,950円

【ご予約・お問い合わせ先】

電話又は健康センター窓口で
2か月先(月末)までのご予約を
お受けしております。

☎048-593-1227(直通)・☎048-593-1212(代表) 北本市荒井6-100
月～金曜日10:00～16:00、土曜日10:00～12:00(第1・3のみ) ※第2・4・5土曜日、日曜日・祝日は休診



5月12日は「民生委員・児童委員の日」です

～支えあう 住みよい社会 地域から～

民生委員・児童委員とは？

詳しくは☎社会福祉課☎788-4933

「民生委員・児童委員」は、身近な相談相手として高齢者や障害のある人、子育て中の人などが地域で安心して暮らせるよう支援するボランティアで、厚生労働大臣から委嘱され活動しています。

現在市内では146人の民生委員がそれぞれの担当地域で活動しています。そのうち14人は担当地域をもたない「主任児童委員」で子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員です。

民生委員制度は、100年の歴史と伝統を有しています

民生委員制度は、大正6年に岡山県で創設された「済世顧問制度^{さいせい}」に始まります。生活に困窮する人々を救うため始まった制度で、その後今日に至るまでさまざまな理由で生活上の課題をかかえる人々の支えになってきました。

こんな活動をしています！

●身近な相談相手として

地域住民が抱える悩みや心配ごとなどの相談にのり、必要に応じて専門機関へつないだり、福祉サービスの情報提供を行います。

●地域の見守り役として

訪問などを通じて高齢者や障害者世帯、子どもたちの見守りを行っています。

なぜ5月12日が 「民生委員・児童委員の日」？

民生委員制度の源となった「済世顧問制度」の設置に関する規程が交付されたのが、大正6年5月12日であることから、この日を「民生委員・児童委員の日」としています。

心配ごと、悩みごと
ひとりで抱えて
いませんか？

民生委員は、相談内容に応じて適切な関係機関による支援への「つなぎ役」になります。お気軽にご相談ください。お住まいの地域の担当委員が知りたい場合は、社会福祉課まで問い合わせてください。

人権擁護委員について

詳しくは☎人権・男女共同参画課
☎788-4907

人権擁護委員は、市民の皆さんから人権に関する相談を受け、問題解決のお手伝いや、人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動を行っています。市では、法務大臣から委嘱を受けた6人の人権擁護委員が活動しています。

こんなことをしています

《人権相談》

- ・ 日常の悩みごと
- ・ 離婚問題
- ・ 子どものいじめなど

《啓発活動》

- ・ 駅やイベント会場での街頭啓発活動
- ・ 保育所などでの人権教室
- ・ 小学校での人権の花運動など

6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、人権擁護委員を知ってもらい、人権尊重の大切さを呼びかけるために、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。



▲▼人権の花運動

「特設人権相談所」を開設します

と き▶

6月1日(木)
午前9時～正午

ところ▶

市役所3階
会議室304・305

人権擁護委員の日に合わせて、特設人権相談所を開設します。





5月の相談案内

● 桶川市役所・教育委員会／☎786-3211(代表) ☎786-0336

相談の種類	相談方法	相談員	相談内容	とき	ところ	問合せ
◎法律相談(予約制)	対面 電話 WEB	弁護士	相続、金銭・賃貸借、離婚、相続などの法律全般についての相談	5月12日(金)・19日(金)・26日(金) 14:00~17:00 20日(土) 9:00~12:00 6月2日(金)・9日(金)・23日(金)・ 30日(金) 14:00~17:00 17日(土) 9:00~12:00	市役所相談室	
◎司法書士相談(予約制)	対面 電話 WEB	司法書士	相続、遺言、名義変更、会社設立登記、成年後見、少額民事訴訟(債務整理)などの相談	11日(木) 13:00~16:00 ※次回は6月8日(木) 13:00~16:00	市役所相談室	
◎行政書士相談(予約制)	対面 電話 WEB	行政書士	相続、各種契約書、内容証明、会社設立などの手続きの相談、成年後見制度のご案内、	1日(月) 13:00~16:00 ※次回は6月1日(木) 13:00~16:00	市役所相談室	
◎税務相談(予約制)	対面 電話 WEB	税理士	相続税や贈与税、その他税金についての相談	24日(火) 13:00~16:00	市役所相談室	秘書広報課
◎土地境界及び表示登記相談(予約制)	対面 電話 WEB	土地家屋調査士	土地境界、測量、分筆、合筆、地目変更、建物の表示登記などについての相談	9日(火) 13:00~16:00 ※次回は6月13日(火)	市役所相談室	
住宅相談	対面 電話	建設団体の相談員	住宅の新築、増改築、修繕、工事、耐震などの相談	20日(土) 9:00~12:00	市役所会議室 ☎786-3211	
行政相談	対面	行政相談委員	国や公団・公社などへの要望や苦情についての相談	12日(金) 10:00~12:00 ※次回は6月9日(金) 10:00~12:00	市役所相談室	
多重債務相談	対面 電話	市役所職員	消費者金融などからの借金返済などに困っている人の相談	随時	市役所相談室 直通☎788-4901	
暴力団被害相談(予約制)	対面	上尾警察署職員	暴力団により被害を受けたり、困っていることについての相談	随時	市役所相談室	安心安全課
犯罪被害者相談	対面 電話	市役所職員	犯罪被害に関する総合的相談	市役所窓口(電話でも可)	市役所相談室	
女性相談(予約制)	対面 電話 WEB	専門カウンセラー	女性のためのなんでも相談	8日(月)・22日(月) 10:00~16:00	市役所相談室	人権・男女共同参画課
人権相談	対面	人権擁護委員	悩みごと・離婚問題・子どものいじめなどの日常生活でお困りのことの相談	9日(火) 9:00~12:00	地域福祉活動センター	
福祉総合相談	対面 電話	社会福祉士	福祉に関する困りごとや不安についての相談	毎週月~金曜日(祝日を除く) 8:30~17:15	社会福祉課 ☎788-4933 社会福祉協議会 ☎728-2221	社会福祉課 社会福祉協議会
内職相談	電話 対面	内職相談員	内職に関する相談・案内	毎週水曜日・金曜日(祝日を除く) 10:00~15:00 (12:00~13:00を除く)	勤労福祉会館 直通☎773-1121 (水・金曜日)	産業観光課
消費生活相談	対面 電話	消費生活相談員	消費者トラブルや苦情など、消費生活全般についての相談	毎週月~金曜日(祝日を除く) 10:00~15:30 (12:00~13:00を除く)	消費生活センター 市役所3階 ☎786-3211	自治振興課
こどもと家庭なんでも相談	対面 電話	子ども家庭支援員	子どもたち自身や親からの、家庭・幼稚園・学校などでの悩みや子育ての相談	毎週月~金曜日(祝日を除く) 8:30~17:15 (12:00~13:00を除く)	子ども未来課 直通☎788-4946	子ども未来課
こどものことばや運動面	対面	専門相談員	未就学児の発達についての相談	事前に電話で申し込み、日程調整して決定	子ども発達相談支援センター ☎787-5562	子ども発達相談支援センター
教育相談	対面 電話	専門相談員	子どもの教育やしつけについての悩みごと相談	原則毎週月~金曜日(祝日を除く) 9:15~16:30	桶川市教育センター 直通☎786-3237	学校支援課

※上記相談外での個別相談は、相談料が発生する場合があります。※◎の相談は、一年度に各1回のみ受けられます。

＜広告＞

国産品だから安心!
抗菌畳み表取扱店

朝、お預かり、夕方お持ちします。
家具など、荷物の移動無料!

山中畳店

TEL/FAX 048-728-3408 桶川市倉田689-3

うちの子「結婚」しないのかしら?
独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。
まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎048-640-1001

結婚相談所 ムスベル

介護認定審査会委員が委嘱されました

詳しくは☎高齢介護課☎788-4939

4月1日付けで、介護認定審査会委員として次の方々が市長から委嘱され、令和7年3月31日まで介護認定審査をお願いすることになりました。会長に栗原広孝さんが、会長職務代理に小坂橋好さんが選任され、次の6つの合議体に分かれ、各構成員が要介護認定申請をした人の介護度（どれくらいの介護が必要か）などの審査判定を行います。

(敬称略)

第1合議体	第2合議体	第3合議体
小坂橋 好 (接骨師)	福本 光子 (保健師)	天沼 眞弓 (薬剤師)
串谷 洋子 (介護支援専門員)	堀口 紀雄 (歯科医師)	加藤 英明 (介護支援専門員)
黒沼 幸雄 (医師)	原田 宏一 (医師)	小島 直志 (医師)
府川和希子 (医師)	森田 宏 (医師)	蔵田 健 (医師)
鈴木 篤士 (歯科医師)	岩崎 太郎 (介護福祉士)	橋口 朋典 (歯科医師)
佐藤 良勝 (福祉職)	北村 陽祐 (介護支援専門員)	工藤 宏 (作業療法士)
第4合議体	第5合議体	第6合議体
内田 幸子 (看護師)	中野 佳子 (理学療法士)	柴臺まり子 (看護師)
松尾 恭子 (保健師)	井上 栄一 (歯科医師)	原口 宙 (社会福祉士)
長井 仁志 (医師)	豊田 学 (医師)	栗原 広孝 (医師)
佐川 俊彦 (医師)	檜原 秀之 (医師)	養田 純子 (医師)
養田 勝秀 (歯科医師)	應戸 智恵 (薬剤師)	野本正太郎 (歯科医師)
小高 誠 (福祉職)	萩原 良久 (福祉職)	関川 武 (介護支援専門員)

～健康長寿いきいきポイント事業～ ポイント集めて記念品と交換！

詳しくは☎
社会福祉協議会☎728-2221
高齢介護課☎788-4938

高齢者の健康維持促進を目標に「健康長寿いきいきポイント事業」を実施しています。65歳以上の市民は、どなたでも参加できます。気軽に参加して記念品と交換しましょう。

参加方法

1. 手帳(登録ぶっく)を受け取る

2. ポイントを貯める

3. 記念品と交換する

申請先▶

高齢介護課、
社会福祉協議会、
健康増進課(土日祝除く)、
各公民館(休館日除く)



- ・参加コース：市が指定する介護予防事業や社会参加、生涯学習などに関する講座に参加する、健康診査や各種がん検診を受ける
- ・自分でチャレンジコース：健康に関する自己目標を立てて実施し、記録する
- ・OKEGAWA 散策コース：市内を散策し、お気に入りの場所を紹介する

50ポイントまたは100ポイントで記念品と交換



記念品の例：オケちゃんサコッシュ (100P)



地域包括支援センター主催 介護者のつどい



介護者のつどい	と き	5月17日(水)午後2時～3時
	ところ	地域福祉活動センター
	内 容	介護についての相談や情報交換などをして気分をリフレッシュしましょう。介護について知りたい人、どなたでも参加してください。気軽にお立ち寄りください。
	定 員	10人【先着順】※事前に電話で申し込んでください。
	問合せ	地域包括支援センター桶川市社会福祉協議会(末広2-8-8) ☎728-2265
介護者のつどい「繭の会」	と き	6月3日(土)午後1時30分～2時30分
	ところ	ねむのき
	内 容	「在宅での栄養管理と食事について」 介護をされていて困ったことはありませんか？一人で悩まずに話してみませんか？ 今回は「高齢者の食事について」をテーマに在宅での配食サービスについてもご紹介します。
	定 員	5人【先着順】※事前に電話で申し込んでください。
	問合せ	地域包括支援センターねむのき(川田谷5830-1) ☎783-5311

「認知症ケア相談室」 を利用してください



在宅で認知症の人を介護している家族に対し、認知症ケアの具体的な方法についての相談を受けます。家族だけで悩まず、相談してください。
対象▼認知症の人(または認知症が疑われる人)を介護している家族
相談日▼5月12日(金)、6月9日(金)午前中(予約制)※予約多数の場合は、相談のうえ対応します。

相談を受ける機関▼認知症初期集中支援チーム
申込み・詳しくは☎高齢介護課

☎788-4938

認知症サポーター養成講座



(令和5年3月末現在
受講者6,574人)



「認知症サポーター」とは、認知症という病気を正しく理解し、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることができるよう支える応援者のことです。講座終了後には「認知症サポーター証」をお渡しします。

とき▼5月30日(火)午前10時～11時30分(午前9時30分から受付)

ところ▼農業センター大会議室

結婚50周年を迎える皆さんへ

申込み・問合せ☎老人福祉センター☎728-1122

社会福祉協議会では、結婚50周年を迎えるご夫婦をお祝いたします。対象となるご夫婦は、担当地区の民生委員または老人福祉センターにお申込みください。顕彰状と記念品の贈呈と記念写真撮影を予定しています。

対 象▶①令和5年4月1日から引き続き桶川市に居住しているご夫婦
②昭和48年1月1日～12月31日までの間にご結婚のご夫婦
(昭和48年以前に結婚し、申し込みしていないご夫婦も今回申込可能)

申込期間▶5月2日(火)～26日(金)

そ の 他▶詳細は、申込者に直接案内します。

※この事業は、赤い羽根共同募金の配分を受け、実施しています。

定員▼15人
費用▼無料
持ち物▼筆記用具
申込み☎5月26日(金)までに、電話(☎783-5311)へ。
で、地域包括支援センターねむのき

桶川市暮らしとこころの 総合相談会（無料）

内容▼弁護士・司法書士による法律問題（借金、離婚、相続、贈与、成年後見など）、社会福祉士による生活問題、精神保健福祉士によるこころの悩みの個別相談会（同じ経験を持つ相談員との面談も可）

とき▼5月21日(日)午前9時～正午
ところ▼保健センター（鴨川1-4-1）

運営▼夜明けの会（桶川市委託事業）

申込み・問合せ☎事前に夜明けの会（☎742-2862）へ。

※平日午前10時～午後5時

憲法記念日電話法律相談会

内容▼埼玉弁護士会では、憲法記念日を記念して、弁護士が無料で民事・家事・刑事を問わず法律問題全般の相談に応じます。

とき▼5月6日(土)午後1時～4時
（受付は午後3時30分まで）

相談専用電話番号▼

048・861・8924 ※事前申込み不要

費用▼無料（通話料は相談者負担）

問合せ☎埼玉弁護士会法律相談センター ☎710・5666

埼玉県中央広域消防本部

応急手当（上級救命講習）講習

内容▼AEDを用いた心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児）傷病者管理法、外傷の応急手当、搬送法、筆記試験

※講習修了者には修了証を交付

とき▼6月18日(日)午前9時30分～午後5時30分（受付は午前9時20分から、WEB講習受講者は午前10時20分）

ところ▼埼玉県中央広域消防本部3階災害対策室（鴻巣市箕田163-1）

対象▼桶川市、鴻巣市、北本市に在住または在勤で中学生以上の人（再受講可）

定員▼30人【先着順】

※定員になり次第締め切り

費用▼無料

持ち物▼筆記用具、昼食

※WEB講習受講者は、WEB講習受講証明書

その他▼①事前の体温測定とマスクの持参をお願いします。健康状況により、受講を控えていただく場合があります。

②感染対策として、人工呼吸など一部実施できない項目もあります。

申込み・問合せ☎5月15日(月)（午前9時受付開始）～6月11日(日)まで

に、電話または直接、鴻巣消防署（鴻巣市箕田1638-1 ☎048・597・2005）または、吹上分署（鴻巣市鎌塚1-1-21 ☎048・547・0119）へ。

埼玉県中央広域消防本部

プレ・アライバルコール

本格運用について

救急車を必要とする傷病者を、速やかに病院などへ搬送することを目的として、プレ・アライバルコール（救急車到着前電話）を令和4年10月1日からの試行的運用を経て、令和5年4月1日から本格運用を開始しています。

プレ・アライバルコールとは、救急隊が現場でスムーズに活動を行い、傷病者を病院に搬送するまでの時間を短縮することを目的として、救急車が現場に到着するまでの間に情報収集を行うことです。119番通報後に、救急隊員から通報者や関係者に折り返しの電話連絡をする場合がありますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

問合せ☎県中央広域消防本部救急課 ☎048・597・2119

5月11日～20日

春の全国交通安全運動「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」

【全国重点目標】

○子どもを始めとする歩行者の安全の確保

○横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

○自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

○自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

【埼玉県重点目標】

○自転車乗用時のヘルメット着用促進

○横断歩道における歩行者優先の徹底

【桶川市重点目標】

○自転車乗用中の交通事故防止

○新入学児童及び高齢者の交通事故防止

問合せ☎安心安全課

☎788・4927



南北朝の争乱と武蔵武士の動向 ～交通路の視点から～

とき▼6月7日・21日・28日、7月12日・26日 全て水曜日全5日

午前10時～正午

定員▼70人【先着順】

費用▼8千円（教材費込）

申込み・問合せ☎（公財）いきいき埼玉 ☎728・7113